

予算特別委員会運営要領

1 開催時期

委員会は、2月定例会議中に開催し、最終日までに審査を終了するものとする。

2 会議時間

会議時間は、午前10時から午後5時までとし、必要があるときは延長することができる。

3 説明のため出席を求める者

(1) 概要説明日は知事公室長、各部長、企業庁長、病院事業庁長、教育長および警察本部長とする。

(2) 全体質疑日は知事、副知事、知事公室長、各部長、会計管理者、企業庁長、病院事業庁長、教育長および警察本部長とし、各行政委員会の事務局長は必要に応じて出席を求めることができる。

なお、上記以外の説明員の出席は必要に応じて認めることとする。

(3) 採決日は知事、副知事、知事公室長、各部長、会計管理者、企業庁長、病院事業庁長、教育長および警察本部長とする。

(4) 分科会は常任委員会の例によるものとする。

4 概要説明

審査の初日に知事公室長、各部長、企業庁長、病院事業庁長、教育長および警察本部長は新年度予算に関する概要説明（概ね10分程度）を演壇で行うものとする。

5 全体質疑

(1) 質疑をしようとする委員は、全体質疑日初日の前々日の午後5時までに発言通告書を委員長に提出するものとする。この場合における期間の計算については、休日を除くものとする。

(2) 発言通告書には質疑項目、質疑内容がわかる要旨および答弁者を記載する。

(3) 質疑順序は、委員長の立ち会いのもとに、質疑者の属する会派から1人が出席し、くじで決定する。

(4) 委員の質疑は、発言席において一問一答方式で行うものとし、発言時間は、答弁を除き1人15分以内とする。

(5) 質疑の内容は、予算議案に対する質疑とする。

(6) 関連質疑は、原則として発言通告者全部の発言が終了した後、これを許可するものとする。この場合の発言時間は質疑委員の持ち時間の範囲内とする。

(7) 説明員の答弁は自席で行う。

6 分科会

- (1) 分科会は、現に設置されている常任委員会の委員（正副議長を除く。）をもって構成し、委員会に付託された予算議案のうちその所管事項に関する部分を調査する。
- (2) 分科会に会長および副会長を各 1 人置き、常任委員長および同副委員長をもってこれに充てる。
- (3) 分科会長は、調査概要を委員会に報告する。

7 理事会

- (1) 委員会の円滑な運営を図るため、予算特別委員会理事会（以下「理事会」という。）を置く。
- (2) 理事会は 7 人で組織し、正副委員長および理事をもって構成し、委員長が主宰する。
- (3) 理事は、委員のうちから委員長が各会派と協議の上、指名する。
- (4) 理事会は、次の事項について協議し、決定する。
 - ア 委員会の審査日程に関すること
 - イ 発言通告に関すること
 - ウ 発言の順序に関すること
 - エ 説明員に関すること
 - オ 委員会の傍聴に関すること
 - カ その他委員会の運営に関すること
- (5) 理事会は、委員長が必要に応じて招集する。

8 会議録

委員会の会議録は、録音機により録音した内容を逐語反訳して調製する。

9 インターネット中継

予算特別委員会の会議のうち、本会議場で行う会議はインターネット中継を行うものとする。

なお、この中継の運用は、本会議のインターネット中継に準じて行うものとする。

10 その他

- (1) 委員会は議場で、委員会分科会は各委員会室でそれぞれ開催するものとする。
- (2) 委員会の運営に関する詳細は、別紙のとおりとする。
- (3) この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、理事会で協議の上、委員会に諮って定めるものとする。